

国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：旅費請求業務の効率化及び旅費支給の適正化を図ること並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>〔省略〕</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。</p> <p>(2)～(9) 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(7) 〔省略〕</p> <p>3～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第7条 旅費の種類は、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)、日当、宿泊料、滞在費、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費、死亡手当とする。</p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の<u>移転があった</u>と認められる場合について、路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の<u>移転があった</u>と認められる場合について、定額により支給する。</p> <p>9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の住所又は居所の<u>移転</u>があったと認められる場合について支給する。</p> <p>10 旅行雑費は、<u>出張又は赴任</u>に伴う雑費について、実費額により支給する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>〔省略〕</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。</p> <p>(2)～(9) 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(7) 〔省略〕</p> <p>3～6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第7条 旅費の種類は、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)、日当、宿泊料、滞在費、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費、死亡手当とする。</p> <p>2～6 〔省略〕</p> <p>7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の<u>移転について変更があった</u>と認められる場合について、路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の<u>移転について変更があった</u>と認められる場合について、定額により支給する。</p> <p>9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の住所又は居所の<u>変更</u>があったと認められる場合について支給する。</p> <p>10 旅行雑費は、<u>外国へ</u>の出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。</p>

11 〔省略〕

〔省略〕

第2章 内国旅費
(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金とする。

2 急行料金及び座席指定料金は、特別急行列車、普通急行列車及び座席指定列車を運行する線路により旅行をする場合に支給する。

〔省略〕

(日当)

第18条 日当の額は、別表第2の定額による。

〔省略〕

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族を旧勤務地（新たに採用された場合については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1)～(3) 〔省略〕

2・3 〔省略〕

11 〔省略〕

〔省略〕

第2章 内国旅費
(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金とする。

2 急行料金及び座席指定料金は、特別急行列車、普通急行列車及び座席指定列車を運行する線路により片道50キロメートル以上の旅行をする場合に限り支給する。ただし、旅行命令権者が業務上やむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

〔省略〕

(日当)

第18条 日当の額は、別表第2の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の規定の2分の1に相当する額とする。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

〔省略〕

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族を旧勤務地（新たに採用された場合については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1)～(3) 〔省略〕

2・3 〔省略〕

(宿泊を伴う研修旅行の旅費)

第24条 研修、講習、訓練、その他これらに類する目的のための旅行（以下「研修旅行」という。）のうち、宿泊を伴う旅行については、次の各号に定めるもののほか、第14条から第20条までの規定により支給する。

第24条・第25条 〔省略〕

(遺族に対する旅費)

第26条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号による。

(1)・(2) 〔省略〕

2・3 〔省略〕

(旅行雑費)

第27条 旅行雑費の額は、別表第6による。

第3章 外国旅費

(鉄道賃)

第28条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金(特別急行料金を含む。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)とする。

2・3 〔省略〕

第29条～第32条 〔省略〕

(移転料)

第33条 〔省略〕

2 〔省略〕

3 赴任の際、扶養親族を随伴しないが、第35条第1項第2号の規定に該当し、扶養親族を呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の移転料の額は、赴任の際に扶養親族を居住地から新勤務地へ随伴して赴任したものとみなして、第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして、前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額とする。

第34条～第40条 〔省略〕

〔省略〕

別表第1 (第3条関係)

旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分

旅行命令権者	権限の受任者	範囲	
		旅行命令	旅行依頼

(1) 日当は、第18条第1項に定める日当の額の2分の1に相当する額を支給する。

(2) 宿泊料は、実費額により支給する。ただし、第19条第1項に定める宿泊料の額を上限とする。

(3) 前2号の規定により旅費を支給する日数は、用務地に到着する日の翌日から用務地を出発する日の前日までの日数とする。

第25条 削除

第26条・第27条 〔省略〕

(遺族に対する旅費)

第28条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号による。

(1)・(2) 〔省略〕

2・3 〔省略〕

第3章 外国旅費

(鉄道賃)

第29条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金(特別急行料金を含む。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)とする。

2・3 〔省略〕

第30条～第33条 〔省略〕

(移転料)

第34条 〔省略〕

2 〔省略〕

3 赴任の際、扶養親族を随伴しないが、第36条第1項第2号の規定に該当し、扶養親族を呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の移転料の額は、赴任の際に扶養親族を居住地から新勤務地へ随伴して赴任したものとみなして、第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして、前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額とする。

第35条～第41条 〔省略〕

〔省略〕

別表第1 (第3条関係)

旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分

旅行命令権者	権限の受任者	範囲	
		旅行命令	旅行依頼

東京学芸大学長		役員及び権限の受任者（各附属 学校長を除く。）	当該部局の業務に係る役職員以 外への旅行依頼
	総合教育科学系長	総合教育科学系に所属する職員	
	[省略]		
	芸術・スポーツ科学系長	芸術・スポーツ科学に所属する 職員	
	教職大学院長	教職大学院に所属する職員	
	事務局長	事務局に所属する職員	
[省略]			

東京学芸大学長		役員及び権限の受任者（各附属 学校長及び附属幼稚園長を除く 。）	当該部局の業務に係る役職員以 外への旅行依頼
	総合教育科学系長	総合教育科学系に所属する職員 及び教職大学院に所属する職員	
	[省略]		
	芸術・スポーツ科学系長	芸術・スポーツ科学に所属する 職員	
	事務局長	事務局に所属する職員	
	[省略]		

[省略]

別表第2（第18条，第19条，第20条，第22条関係）
内国旅行の日当，宿泊料及び食卓料

[省略]

別表第4（第32条，第34条関係）
外国旅行の日当及び食卓料

[省略]

別表第5（第33条関係）
外国旅行の移転料

[省略]

別表第6（第27条，第36条関係）

項目	支給の対象	金額
旅行雑費	1. 旅行者の予防注射料及び感染症検査料 2. 旅券の交付手数料及び査証手数料 3. 外貨交換手数料 4. 入出国税 5. 旅客サービス施設利用料及び旅客保安サ	実費額

[省略]

別表第2（第18条関係，第19条関係，第20条，第22条，第25条関係）
内国旅行の日当，宿泊料及び食卓料

[省略]

別表第4（第33条，第35条関係）
外国旅行の日当及び食卓料

[省略]

別表第5（第34条関係）
外国旅行の移転料

[省略]

別表第6（第37条関係）

項目	支給の対象	金額
旅行雑費	1. 旅行者の予防注射料 2. 旅券の交付手数料及び査証手数料 3. 外貨交換手数料 4. 入出国税 5. 旅客サービス施設利用料及び旅客保安サ	実費額

	ービス料 6. 航空券等の発券手数料及び配送料 7. 航空券の座席指定料 8. 有料道路利用料及び有料駐車場利用料			ービス料 6. 航空券等の発券手数料、配送料 7. 航空券の座席指定料	
<p><u>備考</u></p> <p>1. <u>予防注射料については、入国のための義務であるものに限る。ただし、旅行命令権者が必要と認めたものについては、この限りではない。</u></p> <p>2. <u>感染症検査料については、国、用務先等が検査を義務としている場合に限る。ただし、旅行命令権者が必要と認めたものについては、この限りではない。</u></p> <p>別表第7（<u>第37条関係</u>）</p> <p style="text-align: center;">死亡手当</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、別表第1（第3条）の改正部分は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>			<p>別表第7（<u>第38条関係</u>）</p> <p style="text-align: center;">死亡手当</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p>		